

## 市有財産（福岡市水道局駐車場）一時貸付契約書【参考例】

福岡市水道事業管理者（以下「貸付人」という。）と ○○○○○○○○○○○（以下「借受人」という。）は、「市有財産 借受者 公募要項【福岡市水道局駐車場（博多区博多駅前1丁目）】（時間貸駐車場の運営事業者の募集）」（以下「公募要項」という。）に基づき、次の条項により、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条に規定する一時使用の範囲において有償一時貸付契約を締結する。

なお、本件契約は一時貸付のため、同条の規定により借地借家法の一部の規定は適用されないことを相互において確認する。

## （一時貸付物件）

第1条 一時貸付物件（以下「貸付物件」という。）は、次のとおりとする。（別紙参照）

名称	所在地	登記簿面積	貸付面積
福岡市水道局駐車場	福岡市博多区博多駅前 1丁目360番、1001-3の一部	2622.04㎡	368.55㎡

## （貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までとする。

- 貸付期間には、借受者による施工期間及び期間満了に伴う原状回復期間を含むものとする。
- 貸付人又は借受人いずれか一方から相手方に申し出て、双方協議の上、貸付の継続が合意された場合には、貸付期間を延長することができる。この場合において、相手方への申し出は、貸付期間終了の3ヶ月前までに行わなければならないものとする。なお、延長の期間は、福岡市水道局公有財産規程（平成13年水道事業管理規程第7号）第20条の規定を踏まえ、貸付人及び借受人が協議の上定めるものとする。

## （貸付物件の用途等）

第3条 借受人は、貸付物件を時間貸し駐車場施設として、貸付期間中継続して運営する事業（以下「駐車場事業」という。）を行うものとする。

- 借受人は、貸付期間中、法令及び条例等を遵守の上、貸付物件を時間貸し駐車場の用途（以下「指定用途」という。）にのみ供するものとする。
- 借受人は、貸付物件を指定用途に供するために要する費用の全てを負担しなければならない。
- 借受人は別紙の「特記仕様書」に従い、貸付物件を指定用途に使用しなければならない。

## （貸付料）

第4条 貸付料は、年額金○, ○○○, ○○○円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額○○○, ○○○円）とする。

- 貸付料の額は、土地価格の変動等の影響を反映するため、原則として3年ごとに見直すものとする。

- 3 貸付期間の中途において、貸付人及び借受人の合意により契約が終了した場合の貸付料は、1年に満たない場合は月割り及び1月に満たない場合は日割り計算により算定した金額とする。
- 4 借受人は、貸付料を、年度ごとに次に掲げる表に基づき貸付人の発行する納入通知書により納付期限までに納付しなければならない。ただし、民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納付期限とする。

期 間	貸付料	納付期限
第1期	〇〇〇,〇〇〇円	5月15日
第2期	〇〇〇,〇〇〇円	8月15日
第3期	〇〇〇,〇〇〇円	11月15日
第4期	〇〇〇,〇〇〇円	2月15日

- 5 貸付人は、第17条第1項及び第18条に掲げる事由により本件契約を解除したときは、既納の貸付料は返還しない。

#### (貸付料の改定)

- 第5条 貸付人及び借受人は、貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めるときは、相手方に対して貸付料の増減額を請求することができるものとする。
- 2 貸付人又は借受人が前項の規定に基づき、相手方に対して貸付料の増減額を請求したときは、貸付人と借受人の協議のうえその額を決定するものとする。

#### (電気料)

- 第6条 借受人は、駐車機器に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、電気の使用料を電力会社に支払うものとする。

#### (督促及び延滞金)

- 第7条 借受人が貸付料を納期限までに完納しない場合、貸付人は納期限後20日以内に督促状を発する。その際の期限は、発付の日から10日以内とする。
- 2 借受人が督促を受けた後にその貸付料を納付する場合においては、その納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該貸付料の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た額に相当する延滞金(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を徴収する。ただし、貸付料の額が2,000円未満である場合又は延滞金の額が1,000円未満である場合においては、徴収しない。

#### (契約保証金)

- 第8条 借受人は、貸付人が指定する日までに、契約保証金として金〇〇〇,〇〇〇円(貸付料

(年額)の額)を、貸付人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 貸付人は、本件契約の終了後、第 20 条第 1 項に規定する借受人の義務の履行(同項ただし書を適用する場合を含む。)を確認したときは、借受人の請求により納付されている契約保証金を借受人に返還する。
- 3 契約保証金には、利息を付さない。
- 4 貸付人が第 17 条第 1 項及び第 18 条の規定により本契約を解除したとき、又は借受人が本件契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。
- 5 借受人は、前項の規定により契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議申立てをすることができない。
- 6 契約保証金は、第 16 条の規定による違約金が生じた場合、当該違約金に充当する。
- 7 借受人は、契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

### (貸付物件の引渡し)

第 9 条 貸付人は、貸付期間の初日に、貸付物件を現況有姿の状態借受人に引き渡す。

- 2 前項の規定による引渡しは、原則として貸付人の職員と借受人の立会いの上で行うものとする。ただし、これに依り難い場合は、この限りでない。

### (契約不適合責任)

第 10 条 借受人は、貸付物件が契約の目的に適合することを容認し、賃貸借契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、貸付人に対し、貸付料の減額、貸付物件の修補、損害賠償等の請求又は契約の解除をすることはできない。

### (禁止事項)

第 11 条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 貸付物件に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に定める建築物を建設すること。
- (3) 貸付物件を毀損、汚損等により原状回復が困難となるような使用をすること。
- (4) 貸付物件にごみ、その他汚物を廃棄すること。
- (5) 貸付物件を政治的又は宗教的な用途に供すること。
- (6) 貸付物件を公序良俗に反する行為又は風紀を乱すと認められる用途に供すること。
- (7) 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(以下「風俗営業等」という。)の敷地の用途に供すること又は貸付物件において第三者に風俗営業等をさせること。
- (8) 景観又は風致を害する用途に供すること。
- (9) 貸付物件において騒音、振動、電波、臭気等その他周辺住民に迷惑を及ぼす恐れのある行為を行うこと。
- (10) 貸付物件付近の交通に支障をきたし、又は通行人等に危害が及ぶ恐れのある行為を行うこと。

(11) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又はこれに他の権利を設定すること。

#### (滅失又は毀損の報告)

第12条 借受人は、貸付期間中において、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。

2 借受人の責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、借受人の責任において原状回復をしなければならない。

#### (保全義務等)

第13条 借受人は、貸付期間中において、貸付物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 借受人は、前項の規定に従い貸付物件を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

3 貸付物件の形状（工作物の増設、改良等の行為を含む。）を変更しようとするときは、事前に理由を付した書面をもって貸付人の承認を得なければならない。

4 貸付物件を指定用途として使用するための維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

#### (実地調査等)

第14条 貸付人は、第4条に規定する貸付料の保全上必要があると認めるとき又は指定用途に関する履行状況を確認する必要があると認めるときは、借受人に対し、その事業若しくは資産、経営状況に関して、帳簿、書類その他を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 借受人は、貸付人から前項の規定に基づく調査又は請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ、又は忌避してはならず、直ちに貸付人に対して前項に規定する報告、資料の提出等をしなければならない。

#### (資料の提出等)

第15条 借受人は、次の資料をデータ（エクセル・任意形式）で提出することとする。アについては、随時提出、イ～オに関しては、月別にまとめたものを各年度終了後速やかに提出しなければならない。なお、貸付人はこれを公表できるものとする。

ア 事故等のトラブル

事故等のトラブルが発生した際には、速やかに貸付人に報告を行うこと。

イ 利用台数（出庫台数）

ウ 割引措置利用台数（来庁者利用見込台数）

エ 割引措置利用外台数（一般利用者見込台数）

オ 売上金額（割引措置以外の支払）

2 借受人は、貸付人から駐車場の運営に関する資料の請求があったときは、資料の提出等に速やかに応じるものとする。

3 福岡市情報公開条例に基づく開示請求又は福岡市議会からの要請を受けた場合には、借受人は貸付人に協力するよう努めるものとする。

4 貸付人が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは貸付人は借受人に対して、その参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとする。

#### (違約金)

第 16 条 借受人は、貸付期間中において、第 11 条、第 16 条第 1 項 2 項 4 項、第 12 条第 2 項、第 18 条及び第 19 条の規定に違反したときは、貸付料（年額）の 12 分の 3（1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）の額を違約金として貸付人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第 2 項第 1 号又は第 22 条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

#### (契約の解除)

第 17 条 貸付人は、次のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 借受人が納付期限後 3 か月以上経過しても貸付料の支払いを怠ったとき。
- (2) 借受人が第 9 条に定める禁止事項に違反したとき。
- (3) 借受人が本件契約に定める義務を履行しないとき。
- (4) 借受人の指定用途等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
- (5) 借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他破産法制上の手続について、申立てをしたとき又は第三者（借受人の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (6) 借受人の発行する手形若しくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払い不能の状態に陥ったとき。

2 前項の規定による貸付人の解除権の行使の取扱いについては、次に定めるところによる。

- (1) 借受人は、納付した契約保証金の額を超えて貸付人に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することはできない。

3 貸付人は、貸付期間中に公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、地方自治法第 238 条の 4 第 5 項により準用する同法第 238 条の 5 の規定に基づき、契約を解除することができる。この場合において、解除により損失が生じたときは、借受人は、貸付人に対し、その補償を求めることができる。

#### (暴力団等関与に対する貸付人の解除権)

第 18 条 貸付人は、借受人が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）（以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、本件契約を解除することができる。この場合において、解除権の行使により借受人に損害があっても、貸付人はその損害の賠償の責を負わない。

2 前項の暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは、次のとおりとする。

- (1) 暴力団員が経営に事実上参加している事業者
- (2) 暴力団員の親族等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を

支配している事業者

- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

#### (借受人の契約解除権)

第19条 貸付期間開始後において、借受人は、社会情勢の変化等に伴いやむを得ず、賃貸借契約を貸付期間終了日より前に解除しようとするときは、契約を解除しようとする日の6月前までに貸付人へ書面で予告することで契約を解除することができる。

- 2 借受人は、起算月から起算して起算月を含む前6月分の貸付料（貸付料（年額）の12分の6に相当する額）を支払うことで、原状回復後、直ちに契約を解除することができる。なお、「起算月」は契約解除を予告した日が属する月とする。ただし、賃貸借契約を貸付期間開始日より前に解除する場合は、貸付料（年額）の12分の3に相当する額を契約保証金から差し引くことで、契約を解除することができるものとする。

#### (貸付物件の返還)

第20条 借受人は、貸付期間が満了する場合、第17条から第18条の規定により本件契約を解除された場合、又は第19条の規定により本件契約を解除する場合は、それぞれ次に定める期日までに、貸付物件を自らの費用で原状回復の上、貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、第2条第3項の規定により貸付期間を延長する場合や次の貸付期間にも引き続き同一一時貸付物件を使用することが明らかになった場合等、貸付人が特別の理由があると認めた場合においてはこの限りではない。

- (1) 貸付期間の満了による場合は、貸付期間の満了日
  - (2) 貸付人が第17条及び第18条の規定により本件契約を解除した場合は、貸付人の指定する期日
  - (3) 借受人が第19条の規定により本件契約を解除しようとする場合は、契約を解除しようとする日
- 2 第1項の規定による返還は、貸付人の職員と借受人の立会いの上で行うものとする。
  - 3 貸付人は、借受人が第1項に定める義務を履行しないときは、貸付人においてこれを執行することができる。この場合において、借受人は、納付した契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その費用を貸付人に支払わなければならない。

#### (損害賠償)

第21条 借受人は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。ただし、第12条第2項の規定により当該物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、貸付人

にその損害に相当する金額を賠償しなければならない。この場合において、借受人は納付した契約保証金の額を超えて貸付人に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

#### **(第三者への賠償)**

第 22 条 借受人は、借受人が貸付物件に設置した工作物等により、第三者が損害を被ったときには、一切の責任を負担するものとし、すべて借受人において処理を行い、貸付人に何らの負担も生じさせないものとする。

2 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合は、借受人に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。この場合において、貸付人が求償した場合には、借受人は、当該求償に応じなければならない。

#### **(有益費等の放棄)**

第 23 条 借受人は、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

#### **(契約の費用)**

第 24 条 本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

#### **(免責事項)**

第 25 条 天災地変その他不可抗力により貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損して使用が不可能になった場合、もしくはその修復に多大の費用を要することになった場合は、本件賃貸借契約は当然に終了するものとし、貸付人及び借受人は互いに一切の損害の賠償及び補償を請求しないものとする。

#### **(住所等の変更の届出)**

第 26 条 借受人は、所在地・商号・代表者・連絡先電話番号等に変更があったときは、書面により速やかに貸付人に対して届け出なければならない。

#### **(トラブル、苦情等への対応)**

第 27 条 借受人は、十分な注意を持って貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように配慮しなければならない。

2 借受人は貸付物件に関する工事・維持管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

3 借受人は、駐車場事業により発生するトラブル、苦情等については、一切の責任を持って解決する。

#### **(信義誠実の義務)**

第 28 条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

#### **(疑義の決定)**

第 29 条 本件契約に関し疑義のあるとき又は定めのない事項については、貸付人及び借受人が協議の上決定する。

**(裁判管轄)**

第 30 条 本件契約に関する訴えの管轄は、貸付人の所在地を管轄区域とする福岡地方裁判所とする。

**(特記仕様書)**

第 31 条 本契約の細目については、特記仕様書にて定める。

本件契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、貸付人及び借受人が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

貸付人 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号  
福岡市  
福岡市水道事業管理者

借受人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

## 特記仕様書

- (1) 駐車場の開場時間は、24時間としフラップ式駐車場又はカメラ式駐車場とすること。
- (2) 精算機は、紙幣（千円札）及び硬貨（500円、100円、50円、10円）の対応が可能とすること。高額紙幣、キャッシュレス対応の精算機の設置に努めること。
- (3) 借受人は、貸付人が指定する施設（別表1）の利用者が、用務（別表2）により駐車場を利用する場合、90分の無料措置を講じたうえ、貸付人が用務と認め利用者の無料措置を行った場合は、入庫から出庫までの所要時間を無料にすること。なお、貸付人が無料措置の時間を変更する場合は、借受人と協議のうえ決定する。
- (4) 借受人は、無料措置に使用する機械を別表3に基づき貸付人に貸与すること（消耗品等も含む）。貸与する台数については、必要に応じて貸付人と借受人の協議のうえ、増減を可能とすること。
- (5) 借受人は、無料措置に使用する機械と同数分の、割引情報の記載された案内をカウンターに設置すること。仕様等については、貸付人と借受人の協議のうえ、決定すること。
- (6) 貸付人は無料措置に使用する機械を、善良なる管理者の注意をもって使用しなければならず、貸付人の責めに帰する事由において故障等が発生した場合は、貸付人と借受人の協議のうえ対応を決定する。
- (7) 運用開始日までに無料措置の機械等に関する職員向け説明会を実施すること。（福岡市水道局内で30分程度を想定。）
- (8) 平日（月曜日から金曜日の休日を除く日、以下同じ）の8時から18時までにおいては、貸付人が利用料金を設定する。用務以外の駐車を抑制するため原則周辺駐車場の利用料金より高く設定することとする（1時間換算600円以上、最大料金の設定不可）。なお、貸付人は、利用料金を変更する必要がある場合、借受人に事前に通知し変更することとし、看板表示の変更など所要の費用が生じた場合の負担については、借受人と協議のうえ決定する。
- (9) 平日の8時から18時を除く時間においては、周辺駐車場の利用料金との均衡も考慮し、借受人が利用料金を設定することとし、事前に貸付人の承認を得ること。また、借受人が利用料金を変更する場合も同様とする。
- (10) 借受人は、原則貸付開始後2か月以内に、駐車場事業に関する利用料金の課金を開始するものとし、具体的開始日時や課金開始までの駐車場の運営方法等については、貸付人と借受人の協議のうえ決定する。
- (11) 借受人は、駐車場の運営に支障のない範囲で、貸付人の職員が、貸付人が指定する施設（別表1）の利用者の誘導等の業務を行うことを認めること。これらの貸付人の職員等の責めに帰する事由においてトラブル等が発生した場合は、貸付人の責任において対応する。
- (12) 借受人は、別表2の緊急自動車、機材搬入車両、バス等として貸付人が認める車両が、駐車場の運営に支障のない範囲で車路部分等に駐停車し、業務等を行うことを認めること。これらの車両の責めに帰する事由においてトラブル等が発生した場合は、貸付人の責任において対応する。
- (13) 借受人は、前記（12）に該当する車両に対し、緊急時を除き、入出庫動線、駐車車室等について指示することができる。
- (14) 借受人は、駐車場のレイアウト、機器の設置場所等を明示した計画書を事前に貸付人に提出し協議すること。なお、自動二輪車、原動機付自転車等の利用はできないものとする。

- (15) 借受人は、原則として駐車場の運営に必要な機器・案内看板・駐車場の満空情報が表示できる装置（以下「満空表示」という。）及び福岡市水道局公用車駐車場と駐車場の区画を区別できる処置を、貸付人と借受人の協議のうえ、借受人の負担で設置すること。
- (16) 借受人は、利用者用に機器の説明書きを表示すること。なお、借受人は、高齢者や色覚障がい者などの利用者にも配慮を行うこと。
- (17) 借受人は、駐車場外で貸付人の所管する敷地等に案内看板、満空表示等を設置する場合には、貸付人と借受人の協議のうえ、設置場所、大きさ及び表示内容を決定するものとし、貸付人は借受人が必要とする部分で、貸付人が所管する敷地、建物等の使用を許可する。
- (18) 借受人は、駐車場内に電話又はインターフォンを取り付け、トラブルが発生した場合には借受人と利用者が24時間365日対応で直接連絡できるものとし、万が一の緊急時に備え、遠隔操作できる仕様とすること。
- (19) 借受人は、駐車場の安全を十分に確保しなければならない。駐車場内において徐行を促す措置を講じること。
- (20) 駐車場の運営に伴い発生する利用者や局辺住民からの苦情、事故及び機器の故障等のトラブルは直ちに貸付人に報告し、迅速かつ誠実に対応すること。また、貸付人からの対応要請があった場合も同様とする。
- (21) 駐車場運営業務に際し入手した個人情報の管理にあたっては、個人情報に関する法律、福岡市個人情報条例を踏まえ、適切な管理を行うこと。
- (22) 借受人は、駐車場内において工事を行う場合は、工事内容、期間及び工事期間中の駐車場運営について、貸付人と借受人の協議のうえ実施する。原則工事中も利用者が利用できるようにすること。但し、やむを得ない場合は貸付人と借受人の協議のうえ、一部閉鎖できる。
- (23) 借受人は、駐車場の設備等の保守には万全を期し、定期的に点検を実施すること。
- (24) 週に1回以上、場内の清掃を実施すること。また、貸付人から清掃の要請があった場合は、速やかに対応すること。
- (25) 借受人は、緊急連絡体制を貸付人に届け出るものとし、貸付人も駐車場の連絡窓口を借受人に提出する。貸付期間中に変更があった場合も速やかに届け出るものとする。
- (26) 借受人は、照明、防犯カメラ等の設置をする場合は貸付人と協議し、了承を得ること。借受人は、防犯カメラの映像の取扱いについて、個人情報保護に十分配慮すること。
- (27) 駐車場運営の機器等に必要な電源等の確保については、貸付人の施設を使用することなく、新たに確保を行うものとし、借受人の負担で設置すること。
- (28) 貸付人は、貸付人の施設の法令点検等によりやむを得ず停電になる場合には、借受人に事前に通知するものとし、駐車場の運営及び残存車両の取扱いについては、貸付人と借受人の協議のうえ決定する。
- (29) 災害対策本部が設置された場合は、借受人は貸付人の指示に従うとともに関係機関と協力すること。
- (30) 災害等により、緊急対策として貸付人が必要と認めるときは、借受人に通知し、駐車場を閉鎖することができる。
- (31) 電力供給不足等により駐車場が停電する場合には、借受人は、利用者が出庫し及び入庫することのできる状態にし、停電が終了した場合には、借受人が速やかに駐車機器を復旧させること。

なお、緊急により借受人が対応できない場合は、貸付人と借受人の協議のうえ、貸付人が対応

することができる。

- (32) 駐車場が公共施設に付設されていることに鑑み、借受人は、省電力に配慮し、環境負荷を低減した駐車機器を設置するよう努めなければならない。
- (33) 放置車両に対する対策を講じること。また、貸付人から指摘があった場合には、借受人は撤去の手続きを取ることとし、撤去の手続にかかる費用は、借受人の負担とする。
- (34) 借受人は貸付期間中、借受人の負担で施設賠償責任保険に加入するものとし、加入後は貸付人に保険証券の写しを提出すること。
- (35) 借受人は、駐車場の運営に係る経費を、原則自ら負担すること。なお、構造的に直接負担することができない場合は、貸付人と借受人の協議のうえ、負担等を決定する。
- (36) 貸付範囲に地下埋設物が存在する場合、地下埋設物に関する許可権限は貸付人に帰属する。なお、地下埋設物の管理者が、管理上の作業をする場合には、貸付人は、借受人に事前に連絡し、工程等を協議のうえ、借受人の了承を得て作業する。
- (37) 借受人は、周辺道路等の混雑緩和を目的として、貸付人が、公道上で入庫待ちを抑制することや近隣駐車場を利することを認めること。
- (38) 貸付人が実施又は推進する事業にかかる啓発用ポスター、のぼり等の駐車場への掲示については、貸付人の責任において、設置することができる。
- (39) 年始及び旧正月厄災除大祭の際に駐車待ちによる渋滞やトラブルを防止するため、貸付人が指定する日時に警備員を配置すること。この費用に関しては、借受人の負担とする。
- (40) 年末年始、前面道路の交通規制により入出庫不可となる場合がある。その際は事前(約1週間前)に駐車場内に告知文を貼りつけること。
- (41) その他、駐車場運営に関しては貸付人と協議の上、行うものとする。

別表1 貸付人が指定する施設

名 称	指定施設名
福岡市水道局駐車場	福岡市水道局
	(公財) 福岡市水道サービス公社

別表2 用務

	対 象	内 容
1	来庁者	各種手続、相談等の来庁者について、待ち時間や相談等の用務に要した時間
2	研修の講師等	福岡市水道局及び(公財)福岡市水道サービス公社の主催、共催の研修の講師等
3	緊急自動車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条に規定する緊急自動車
4	機材搬入車両	物品等の指定施設への納入等の車両(ごみ収集車、郵便車、配送車等)
5	バス	指定施設主催、共催のバス利用
6	その他	災害等の緊急時における指定施設職員の利用等

別表3 貸付人が指定する無料認証機貸与台数(90分無料・所要時間無料兼用)

区分	本館(14台)	別館(3台)
1F	博多営業所(1)、守衛室(1)	なし
2F	契約課(1)、水道サービス公社(1)	なし
3F	東部管整備課(1)、中部管整備課、西部管整備課(1)	なし
4F	整備推進課(1)、節水推進課(1) 管路情報室(1)	営業企画課(1)
5F	総務課(1)、経理課(2)	浄水部(1)
6F	計画部(1)、営業企画課(1)	保全部(1)